

## 指定給水装置工事事業者の指定更新申請手続

去る平成30年12月、水道法の一部が改正されたことに伴い、**令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されています。**

この改正により、従来無期限であった指定の有効期間が5年間となることから、工事店さまにおかれましては、有効期間内での更新手続が必要となります。

本市では事務処理等の煩雑化を避けるため、期間の範囲内で更新手続期間を別途設定し、別途工事店さまに通知させていただきます。

### 1 現在の指定の有効期間について

#### (1) 令和元年9月30日現在指定給水装置工事事業者である工事店さま

**本市より「新規指定を受けた時期」を基準に現在の指定の有効期間が決まります。**

有効期間は下表左欄の時期に対応する同表右欄の期間です。有効期間の末日が近づいている工事店さまには本市より更新の手続きについての通知をいたします。本市では事務処理等の煩雑化を避けるため、有効期間の範囲内で更新手続期間を別途設定いたしますので、更新手続期間までに更新手続をさせていただきますようお願いいたします。

なお、指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事店の両方の指定を受けている工事店さまは、指定給水装置工事事業者の指定の更新をする際に指定排水設備工事店の更新も同時に行います。

指定を受けた時期	現在の指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

#### (2) 令和元年10月1日以降に指定給水装置工事事業者となった工事店さま

**本市より新規指定を受けた日から5年間、指定が有効となります。**なお、指定の有効期間は、指定証にも記載されています。

### 2 申請時に必要な提出書類

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 誓約書
- 機械器具調書

### 3 添付していただく書類

書類	個人	法人	備考
住民票の写し	○	—	個人番号の記載のないもの
登記事項証明書（現在事項全部証明書）	—	○	
定款の写し	—	○	
給水装置主任技術者免状又は主任技術者証の写し	○	○	いずれかの写しでよい
外観等の写真（デジタルカメラで撮影したものを印刷したもので可）	○	○	看板等、営業の実態が確認できるものが写るように
アンケート	○	○	

#### 4 更新に係る手数料

**更新の際、以下の手数料が必要となります。**上記2及び3の書類をご提出いただいた後、別途発送する払込書を用いて金融機関にてお支払いいただきます。なお、新しい指定証発行の際、手数料の領収書の写しが必要になりますので、領収書は大切に保管してください。

**指定給水装置工事事業者の更新 7,000円**

#### 5 同時更新制度

**令和元年9月末日時点で指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事店の指定を両方受けている工事店さまは、指定給水装置工事事業者の更新時に指定排水設備工事店の指定も同時に更新いたします。**この場合、払込書が2通送付されます（給水分と排水分の2通です。）。

令和元年10月以降に指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事店の指定を両方受けることとなった工事店さまのうち、**両者の更新時期が異なる工事店さまは、指定給水装置工事事業者の更新時に指定排水設備工事店の指定も同時に更新することが可能です。**（指定排水設備工事店の更新時に同時更新することはできません。）。

#### 6 申請先（郵送または持参）

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市上下水道局営業課事務係

電話 052-972-3736 FAX 052-972-3676

#### 【令和5年10月以降】

名古屋市熱田区一番三丁目2番44号

名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室

電話 052-228-2611